

令和 **3** 年度版

安来市民支援制度

安来市の市民支援制度（補助金・助成金等）をご紹介します

市民の皆さんが暮らしやすく、活動しやすくなるよう、安来市では各種支援制度を設けています。自治会やグループなどで活用いただけるメニューもあります。確認いただき、ぜひご活用ください。

- 掲載している内容は概要です。担当課やホームページなどで必ず各制度の詳細をご確認ください。
- 農林業や商工業については他の補助金や助成金があります。詳しくは担当課へご相談ください。
- 市ホームページに一覧を掲載していますのでご覧ください。
トップページ > 暮らし > 市民活動・地域づくり > 地域づくり > 市民支援制度（補助金・助成金等）



この冊子は広報紙から抜き取ってご活用ください。

住まい

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
民間賃貸住宅家賃助成事業補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎23-3059	市内の民間賃貸住宅の家賃に対し助成	補助対象経費（家賃－住宅手当）のうち月額1万円を限度として助成。期間は最長36カ月。次に該当する場合は加算（上限3万円）あり。 ▼空き家バンク登録物件：5千円▼新婚者：1万円▼中学校卒業までの子どものいる世帯：子ども一人あたり5千円	新婚者またはUターンした人、市外から市内の高等学校へ進学した生徒	随時 
木造住宅耐震化等促進事業補助金 建築住宅課 ☎23-3325	既存木造住宅の耐震化等を促進するため木造住宅の耐震診断、耐震改修、解体工事を行う者に対し費用の一部を助成	▼耐震診断費用の9/10（上限6万円） ▼耐震補強設計に要する費用の2/3（上限40万円） ▼耐震改修工事に要する費用（34,100円/㎡を限度）の23/100（上限83.8万円） ▼耐震改修工事と併せて行う住宅修繕工事に要する費用の1/5（上限80万円） ▼解体工事に要する費用の23/100（上限40万円）	市内に住宅（昭和56年5月31日以前に建築）を所有している人 ※耐震診断を除くメニューは、上部構造評点が1.0未満の木造住宅が対象	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件 
老朽危険建築物等除却助成事業補助金 建築住宅課 ☎23-3325	老朽化で倒壊等危険性のある不良木造住宅または空き家等（条件あり）の除却費用の一部を助成	除却費用（標準除却費：令和3年度27,000円/㎡が限度）の4/5。上限100万円。	老朽危険建築物等の所有者・相続人、老朽危険建築物等の存する土地の所有者	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件
ブロック塀等安全確保助成事業補助金 建築住宅課 ☎23-3325	ブロック塀等の除却または建替えに要する費用の一部を助成	対象工事に要する費用（補助対象ブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円を限度）の2/3（上限一敷地当たり26.4万円）	市内にブロック塀等を所有する人で、市税の滞納がないこと	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件

コミュニティ・自治会

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
地域づくり支援事業補助金 地域魅力アップ事業 地域振興課 ☎23-3067 広瀬地域センター ☎23-3205 伯太地域センター ☎23-3303	市内の活力ある集落・地域づくりに向けて、住民自らが取り組む事業を支援	上限20万円 補助率：対象事業費の2/3以内	市内に居住する5人以上の者で組織される民間団体	随時 ※年度内事業完了が要件
地域づくり支援事業補助金 地域づくりジャンプアップ事業 地域振興課 ☎23-3067	地域魅力アップ事業よりも広範性があり規模の大きな事業を支援	上限50万円 補助率：対象事業費の2/3以内	市内に居住する5人以上の者で組織される民間団体	随時 ※年度内事業完了が要件

<p>地域づくり支援事業補助金 小さな拠点づくり推進事業</p> <p>地域振興課 ☎23-3067</p>	<p>日常生活を営む上で必要なサービスが利用できる環境を地域で確保する事業を支援</p>	<p>上限25万円 補助率：対象事業費の全額 ただし、複数の交流センター区域を対象に活動する場合は、上限50万円</p>	<p>市内に設置された生活支援協議体</p>	<p>随時 ※年度内事業完了が要件</p>
<p>コミュニティ施設整備支援事業補助金</p> <p>地域振興課 ☎23-3067</p>	<p>自治会の集会施設の改修・修繕・新築等の施設整備にかかる費用を支援</p>	<p>▼新築・改築：総事業費の1/3以内（上限300万円） ▼改修・修繕：総事業費の1/3以内（上限100万円） ▼整備：原材料費の1/2以内（上限50万円）</p>	<p>市内にある集会施設を管理している自治会（安来市自治会振興に関する規則に定める自治会）、地域コミュニティ</p>	<p>随時 ※年度内事業完了が要件</p>
<p>小型除雪機購入費支援事業</p> <p>地域振興課 ☎23-3067</p>	<p>冬季の安全で安心な生活を確保するため、住民自らが行う除雪に必要な小型除雪機の購入費を支援</p>	<p>①個人…1/2以内、上限：10万円 ②複数の個人による共同利用…1/2以内、上限：構成員数×10万円ただし30万円まで ③自治会…2/3以内、上限：構成員数×10万円ただし50万円まで ④複数の自治会で構成されている自主防災組織、または生活支援協議体…2/3以内、上限：構成自治会数×50万円 ※小型除雪機は1台あたりの購入費の上限は100万円まで複数台への補助も可</p>	<p>個人、複数の個人による共同利用、自治会、複数の自治会で構成される自主防災組織、生活支援協議体</p>	<p>随時 ※年度内事業完了が要件</p> 
<p>市民活動補償制度</p> <p>土木建設課 ☎23-3311 地域振興課 ☎23-3067 広瀬地域センター ☎23-3200 伯太地域センター ☎23-3303</p>	<p>自治会や自主的に構成された活動団体が市民活動、ボランティア活動中に負った事故に対する補償</p>	<p>【賠償責任補償】 ▼身体賠償：1人1億円、1事故1億円▼財物賠償：1事故1億円 ▼受託品賠償：1事故100万円 【傷害補償】 ▼死亡：500万円▼後遺障害15～500万円▼入院補償4500円／日▼通院補償3000円／日</p>	<p>自治会や自主的に構成された活動団体 ※団体の事前登録が必要（自治会は事前登録不要）</p>	<p>随時</p>

災害・安全

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
<p>自主防災組織育成事業補助金</p> <p>防災課 ☎23-3172</p>	<p>▼防災資機材を購入、または防災訓練等を実施する費用の一部を助成 ▼防災士資格取得に係る経費を助成（旅費を除く）</p>	<p>【防災資機材購入・防災訓練等】 ▼補助率 対象経費の2/3以内（この補助金を3回利用した団体は1/2以内）。上限は自主防災組織の構成世帯数に応じて4～16万円まで 【防災士資格取得】 ▼対象経費（一人1回のみ） 防災士研修受講料・資格取得試験受講料・資格認定登録料・教本代金</p>	<p>【防災資機材購入・防災訓練等】 自主防災組織 【防災士資格取得】 自主防災組織および市長が認めた者</p>	<p>随時</p> 

防犯灯設置事業補助金 総務課 ☎23-3015	自治会等の申請に基づく防犯灯の新設事業や取り換え事業 ※電球のみの取り換えは除く	事業費の2分の1に相当する額とし、100円未満は切り捨てる限度額 (1) 既設電柱等：1灯あたり15,000円（LED灯25,000円） (2) 専用柱を新設：1本あたり100,000円	自治会または市長が適当と認める団体	随時 
災害見舞金 防災課 ☎23-3172	住家（母屋）が災害で被害を受けた場合の災害見舞金	▼全壊、全焼：3万円 ▼半壊、半焼：2万円	被害を受けた世帯主	随時

医療・福祉

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
子ども医療費助成金 保険年金課☎23-3120	0歳から中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来・薬局等の自己負担分の全額	0歳から中学3年生までの子どもを養育する人	随時
福祉医療費助成金 保険年金課☎23-3087	障がいのある人、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来の自己負担割合を1割に軽減（自己負担上限あり）、薬局での自己負担なし	▼身体障がい、知的障がい、精神障がい、65歳以上で3カ月以上寝たきりの人で一定の条件を満たす人 ▼ひとり親家庭（一定の条件を満たすひとり親家庭の親とその子ども）の人	随時 
精神障害者通院医療費助成金 福祉課 ☎23-3217	精神障がい者が通院医療を受ける場合に、医療費を助成	医療費の一部負担金（自己負担上限額）の1/2以内の額	自立支援医療受給者証の交付を受けた人（同一医療保険の加入者全員が市町村民税非課税）	随時
日常生活用具の一部助成金 福祉課 ☎23-3217	ストマ用装具、紙おむつ等の費用の一部を助成	自己負担金の1/2以内の額	身体障害者手帳を持っている人（所得税非課税世帯）	3月および10月
身体障害者用自動車改造費助成金 福祉課 ☎23-3217	身体に障がいがある人自らが所有・運転する自動車の改造経費や、介護用自動車への改造などに対し、経費の一部を補助	経費全額（上限10万円）	▼身体障害者手帳を持っていて上・下肢あるいは体幹に障がいのある人 ▼下肢または移動機能障害1から2級あるいは体幹機能障害1から3級の人の介護者	随時
障害者自動車運転免許取得費補助金 福祉課 ☎23-3217	普通、大特1種免許取得に係る費用を助成	当該経費の2/3（上限10万円）	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを持っている人	随時

新生児聴覚検査費用助成 子ども未来課 ☎23-3222	新生児期の聴覚検査費用の一部を助成	検査費用の上限4千円を助成(1人1回)	市内に住所がある人が出産した新生児	随時
人工透析患者通院費助成 福祉課 ☎23-3217	身体障がい者が人工透析を受けるために通院した際の通院費の一部を助成	助成基本額(自宅から医療機関まで公共交通機関を利用したとみなし計算)の1/2以内の額	身体障害者手帳1級を有し、透析のため通院している人(本人と同じ医療保険の加入者全員が市民税非課税)	3月および10月
難聴児補聴器購入助成費 福祉課 ☎23-3217	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成	補聴器の購入費と基準価格を比較して、少ない方の額に2/3を乗じた額	市内に住所がある18歳未満の児童(所得制限あり)	随時
母子家庭等自立支援教育訓練給付金 福祉課 ☎23-3248	医療事務、ホームヘルパー、看護師等就業に有利な資格を取得するため、その受講経費の一部を教育訓練給付金として支給	▼雇用保険の受給資格がある人は、対象講座の受講経費の60%に相当する額(上限20万円、下限1万2千円) ▼雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付の支給を受ける人は、60%(上限20万円)との差額 ▼母子家庭等高等職業訓練促進給付金の対象講座を受講する人は、対象講座の受講経費の60%に相当する額(上限80万円、下限1万2千円)	母子家庭の母、父子家庭の父で、児童扶養手当の受給者、または、同様の所得水準にある人	随時 
母子家庭等高等職業訓練促進給付金 福祉課 ☎23-3248	資格取得のため、1年以上養成機関で修業する人に、その修業期間中の給付金を支給。また、修了後に一時金を支給	▼市民税課税世帯：月額7万500円。修学期間の最後の1年間は月額11万500円。(入学支援修了一時金2万5千円) ▼対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士ほか	母子家庭の母または父子家庭の父で、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準にある人	随時
不妊治療費助成制度 子ども未来課 ☎23-3222	▼一般不妊治療費助成：保険適用の不妊検査や不妊治療、人工授精費用の一部を助成 ▼特定不妊治療費助成：体外受精や顕微授精の不妊治療費の一部を助成	▼一般不妊治療費助成 上限1年間8万円とし、5年間 ▼特定不妊治療費助成 島根県または松江市特定不妊治療費助成制度の上乗せ助成とし、上限1回5万円(初回10万円)	夫婦または夫婦のいずれかが市内に住所を有する人	随時 
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)予防接種費用助成 子ども未来課 ☎23-3222	おたふくかぜ予防接種(任意接種)を無料	1回目、2回目の接種費用を全額公費とする	生後1歳から小学校就学前の幼児	随時

風しん予防接種費用助成 子ども未来課 ☎23-3222	風しん予防接種（風しん単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン）費用の一部を助成	接種費用の上限4千円を助成（1人1回）	▼妊娠中の女性の夫 ▼4月1日において18歳以上50歳未満の妊娠を希望する夫婦 ▼4月1日において18歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性	随時 
医学生、薬学生、看護学生等奨学金 いきいき健康課 ☎23-3286	将来、市内の医療機関等に医師、薬剤師、看護師等として勤務する意志のある医学生、薬学生、看護学生等に修学資金として奨学金を貸与	市内で一定期間勤務することにより奨学金の返還が免除となる ▼医学生・薬学生：月額5万円（無利子） ▼看護学生：月額3万円（無利子）	安来市出身者で、将来、市内の医療機関等で一定期間医師、薬剤師または看護の業務に従事する意志のある医学生、薬学生、看護学生等	4月1日から4月末日（募集期間） ※奨学金貸与決定の後、初回の貸与は6月予定
骨髄移植ドナー支援事業助成金 いきいき健康課 ☎23-3220	骨髄ドナーの負担軽減を図るため助成金を支給	通院または入院など、一日につき2万5千円。7日以内	日本骨髄バンクが実施する骨髄などの提供を完了し、証明を受けた人 ※勤務先で休業補償がある場合を除く	随時

環境

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
太陽光発電システム等設置費補助金 環境政策課 ☎23-3102	太陽光発電システム、蓄電池設備の設置費用の一部を補助 ※蓄電池設備は太陽光発電システムと同時設置に限る	▼太陽光発電システム 太陽電池の公称最大出力に1kWあたり1万円を乗じた金額（上限4万円） ▼蓄電池設備 10万円（設置経費が10万円よりも少ない場合、その金額が上限）	太陽光発電システム等を県内の事業所から購入、設置する人	随時 
太陽熱利用設備設置費補助金 環境政策課 ☎23-3102	太陽熱利用設備（ソーラーシステム）の設置費用の一部を補助	補助対象経費の1/2（上限30万円）	市内の住宅・事業所等に新たに太陽熱利用設備（ソーラーシステムに限る）を設置する個人・法人等	随時 
廃棄物集積場設置整備費補助金 環境政策課 ☎23-3100	分別収集による再資源化の促進と収集業務の円滑化、環境美化を図るため、自治会が設置・整備する廃棄物集積場に要する経費の一部を助成	補助対象の集積場を使用する世帯数で異なる ▼5～9世帯：設置費用1/2（上限5万円） ▼10～14世帯：設置費用1/2（上限10万円） ▼15世帯以上：設置費用1/2（上限15万円）	自治会	随時 ※3月末までに完成し、実績報告ができるものに限り申請可能
浄化槽設置整備事業補助金 下水道課 ☎23-3370	計画に定める集合処理区域外および区域内でも7年以上整備が見込まれない地域での浄化槽設置者に対する補助	限度額は浄化槽の人槽に応じて定める（詳細は交付要綱による） 例：5人槽33万2千円（44万4千円）、7人槽41万4千円（48万6千円） ※（ ）内は高度処理型の限度額	浄化槽設置者 ※詳しくは下水道課へ問い合わせください	4月から概ね10月末日まで ※年度内での浄化槽設置完了が要件

産業

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
有害鳥獣被害対策事業費補助金 農林振興課 ☎23-3332	有害鳥獣による農林作物被害を防止するために設置した簡易な防護壁、防護柵、防護網、電気牧柵、爆音機等の購入費に対し補助（当該年度に市内に設置したものに限る）	購入費（ガスボンベ、バッテリー等消耗品に要する費用を除く）の1/2以内の額 個人：10万円、団体30万円を上限	市内で農地等を有し、維持管理をする農林作物生産者、農林作物生産者を有する集落組織、営農集団	随時 （ただし予算状況により年度途中で終了の場合あり）
中小企業設備貸与制度保証金補給金 やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105	しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方法により、市内に設備を設置するもので、保証金を財団へ一括して支払った補償金に対し補給	支払った保証金に10分の1.6を乗じて得た額以内（上限を50万円）	市内に事業所を有し、保証金を一括して支払った者	随時
商業再生支援対策事業補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105	市内商業機能の維持・向上、快適な買物環境の創出による地域経済の活性化を推進する事業に対し補助	【小売店等開業事業】 新規開店のための改修費、備品購入費、広告宣伝費、家賃（12カ月分まで）などを補助 ・補助率1/2（上限：一般枠200万円、特別枠240万円） 【買い物不便対策事業】 既存店舗の理解を得ており、住民の買い物不便対策に資する事業経費を補助 ・補助率1/2（上限1,000万円） 【移動販売・宅配支援事業】 食料品などの移動販売または、宅配に必要な車両や設備、運営費などを補助 ▼設備投資補助率：1/2（上限200万円） ▼運営費補助額：1年目10万円、2年目8万円、3年目6万円（年間経費20万円超に限る） ▼POSシステム等レジ関連機器の経費補助率：1/2（上限20万円）	中小企業者、個人、組合等	随時 ※県の事前協議が必要 
ものづくり企業技術開発等支援補助金 やすぎ暮らし推進課 ☎23-3104	特殊鋼関連産業をはじめとするものづくり企業のうち、技術力強化や取引拡大に努める企業における新製品、新技術等について補助	しまね産業振興財団の助成金または島根県の補助金（以下1、2、3）の交付確定額の1/2または補助対象経費の1/4以内 1. 特殊鋼産業成長分野進出促進助成金 2. 戦略的ビジネスパートナー獲得支援助成金 3. 島根県先端金属素材グローバル拠点創出事業費補助金	企業（対象：しまね産業振興財団の助成金または島根県の補助金の交付確定を受けた事業）	随時

<p>展示会・商談会出展 促進プログラム</p> <p>やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105（産業サポ ートネットやすぎ）</p>	<p>各地の展示会、商 談会に出展する場 合の出展小間料や 会場使用料、ブー ス装飾費、PR媒 体作成経費、輸送 費、旅費等を支援</p>	<p>単年度1件あたり、最大15万円 補助率：対象経費の1/2</p>	<p>個人事業者、団体、 企業等</p>	<p>4月～12月</p> 
<p>サポートアドバイザー 派遣事業</p> <p>やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105（産業サポ ートネットやすぎ）</p>	<p>新たなビジネス創 造、経営改革等を 図ることを目的と して、各種相談に 対応できるサポー トアドバイザーの 派遣に係る経費を 支援</p>	<p>単年度3案件までとし、1案件に つき2回とする。 ※事業承継に関する案件は、3回 まで可能</p>	<p>個人事業者、団体、 企業等</p>	<p>4月～12月</p> 
<p>人材育成支援事業</p> <p>やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105（産業サポ ートネットやすぎ）</p>	<p>人材育成計画を作 成し、自らまたは 他の機関が主催す る研修会や教育訓 練等に派遣する経 費を支援</p>	<p>単年度1件あたり、最大20万円 補助率：対象経費の1/2</p>	<p>個人事業者、団体、 企業等</p>	<p>4月～12月</p> 
<p>新商品新技術開発支援 事業</p> <p>やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105（産業サ ポートネットやすぎ）</p>	<p>競争力のある製 品・技術力をもつ 中小企業者等の創 出を図る目的で、 新分野進出または 新規受注のために 新製品・新技術の 開発を行う経費を 支援</p>	<p>①チャレンジ事業 単年度1件あたり、最大50万円 補助率：対象経費の1/2</p> <p>②財団助成型事業 単年度1件あたり、最大100万円 補助率：対象経費の1/3</p>	<p>個人事業者、団体、 企業等</p> <p>※②は、しまね産業 振興財団の助成事業 への上乗せ制度</p>	<p>4月～12月</p> 
<p>プロモーション支援事 業</p> <p>やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105（産業サポ ートネットやすぎ）</p>	<p>商品の魅力向上、 販路拡大を図るた め、自社商品のプ ロモーションを行 う経費を支援</p>	<p>単年度1件あたり、最大20万円 補助率：対象経費の2/3</p>	<p>個人事業者、団体、 企業等</p>	<p>4月～12月</p>
<p>知的財産権取得支援事 業</p> <p>やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105（産業サポ ートネットやすぎ）</p>	<p>新商品開発やブラ ンド力向上を図る ことを目的とし て、新規性のある 商品の特許、実用 新案、商標、意匠 登録等に要する経 費を支援</p>	<p>単年度1件あたり、最大15万円 補助率：対象経費の1/2</p>	<p>個人事業者、団体、 企業等</p>	<p>4月～12月</p>
<p>ホームページ作成支援 事業</p> <p>やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105（産業サポ ートネットやすぎ）</p>	<p>販路拡大やビジネ スの契機を図るた めの媒体として ホームページを作 成する経費を支援</p>	<p>1件当たり最大20万円 補助率：対象経費の2/3</p>	<p>個人事業者、団体、 企業等</p>	<p>4月～12月</p>
<p>結婚活動支援事業補助 金</p> <p>やすぎ暮らし推進課 ☎23-3060</p>	<p>市内に事業所を置 く民間団体が行う 独身者の結婚を支 援する事業に補助</p>	<p>補助対象経費から収入額を控除し た額（上限20万円）</p>	<p>結婚活動支援事業を 企画・開催しようと する市内の団体</p>	<p>後期：8月 中旬 次年度前期： 翌年5月上旬</p>

この冊子は広報紙から抜き取ってご活用ください。